

# 一般社団法人日本不整脈心電学会 支部規程

## (総則)

- 第1条 この規程は、一般社団法人日本不整脈心電学会（以下「本学会」という）各地区の支部（以下「各支部」という）の遵守すべき事項を定める。
- 2 支部ごとの会則については、本規定に基づいて各支部で定めることとする。

## (地区)

- 第2条 各支部は、本学会定款施行細則に定める区分けに従い下記とする。
- (a) 北海道 (b) 東北 (c) 関東甲信越 (d) 東海・北陸 (e) 近畿  
(f) 中国・四国 (g) 九州・沖縄

## (事務局)

- 第3条 事務局は、各支部の役員会で定める場所に置くことができる。

## (事業)

- 第4条 各支部は、本学会の定款第2条に定める目的達成のため次の事業を行う、または行ってもよい。
- 1) 地方会の開催  
2) 講演会、セミナー、講習会等の開催  
3) その他本学会の目的達成に必要な事業

## (支部会員)

- 第5条 各支部の会員は、当該地区に所属する本学会のA会員、B会員、C会員、名誉会員及び特別会員とする。

## (支部総会)

- 第6条 支部総会は、年1回開催するものとし、必要に応じて臨時支部総会を開催する。
- 2 支部総会は、支部長が招集するが、開催14日前までに招集通知を発しなければならない。  
3 支部総会は、各支部に属する評議員および支部役員をもって構成し、各1個の議決権を有する。  
4 各支部に属する会員は議決権を有しないが、支部総会に出席し、議長の了解を得て意見を述べることができる。  
5 支部総会は、各支部に属する評議員および支部役員の2分の1以上の者が出席し、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。  
6 書面又は電磁的方法をもって委任状を提出した者は、出席者とみなす。  
7 支部総会の議長は、支部長がこれに当たる。  
8 支部総会の議事については、議事録を作成する。  
9 議事録には、議長及び当該支部会において選任された議事録署名人1名が署名又は記名押印しなければならない。

#### (支部役員)

- 第7条 各支部には、適正とみなす数の支部役員（支部運営委員および支部監査委員）を置く。
- 2 支部運営委員には、各支部に所属するすべての本学会理事が就任する。
  - 3 支部長は、本学会理事長が各支部の会員のなかから指名する。
  - 4 支部長は、原則評議員のなかからすでに支部運営委員に就任した本学会理事以外の支部運営委員を適當数指名する。
  - 5 支部長は、支部運営委員のなかから副支部長を1名もしくは2名指名する。
  - 6 支部長は、原則評議員のなかから支部監査委員を1もしくは2名指名する。
  - 7 支部運営委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本学会定時社員総会が開催される学術大会の終結時までとする。
  - 8 支部長、副支部長および支部監査委員が連續して就任できる期数は、2期までとする。

#### (支部役員会)

- 第8条 支部役員会は、年1回開催するものとし、必要に応じて臨時支部役員会を開催する。
- 2 支部役員会は、支部長が招集するが、開催14日前までに招集通知を発しなければならない。
  - 3 支部役員会は、各支部役員をもって構成し、各1個の議決権を有する。
  - 4 支部役員会は、各支部役員の2分の1以上の者が出席し、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
  - 5 書面又は電磁的方法をもって委任状を提出した者は、出席者とみなす。
  - 6 支部役員会の議長は、支部長がこれに当たる。
  - 7 支部役員会の議事については、議事録を作成する。
  - 8 議事録には、議長及び当該支部役員会において選任された議事録署名人1名が署名又は記名押印しなければならない。

#### (地方会)

- 第9条 各支部は、単独で又は複数支部で地方会を開催することができる。
- 2 地方会を単独開催する場合は会長を1名置くものとするが、複数支部開催の場合は支部の数だけ会長を置くことができる。
  - 3 地方会会长は、支部役員の中から支部役員会において選出する。
  - 4 地方会会长は地方会を主催し、その結果を支部総会に報告する。
  - 5 地方会会长の任期は、主催地方会終了時までとする。

#### (会計)

- 第10条 各支部の会計は、本学会の会計と合算することとする。
- 2 各支部は、年1回事業計画書と事業報告書を本学会事務局に提出しなければならない。
  - 3 各支部は、全事業の会計報告を毎月すみやかに本学会事務局に提出しなければならない。

#### 附則

- 1) 本規程は、2019年7月24日より施行する。
- 2) 本規程の改廃は、日本不整脈心電学会理事会の議決を経なければならない。